

27川情個第7号
平成27年4月14日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 人見 剛

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成26年7月4日付け26川区高第283号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

【諮問（個人）第158号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年5月2日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「川崎区役所保健福祉センター障害者支援担当が保有している異議申立人の平成22年10月分までの情報の全て」の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「ケース記録及び一般精神保健相談記録（以下「本件対象公文書」という。）」と特定し、平成26年5月16日付けで、本件対象公文書の次の部分を不開示とする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア ケース記録については、条例第17条第1号に基づく本人の評価に関する情報（診断名等）、同条第3号に基づく本人以外の個人に関する情報（相談者や医師等の氏名、印影等）及び同条第6号に基づく事務又は事業に関する情報（地方公共団体が行う事業に関する情報）
 - イ 一般精神保健相談記録については、条例第17条第1号に基づく本人の評価に関する情報（診断名等）及び同条第3号に基づく本人以外の個人に関する情報（相談者や医師等の氏名、印影等）
- (3) 異議申立人は、平成26年6月11日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第158号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成26年6月11日付け異議申立書、同年9月6日付け及び11月5日に提出された意見書、同年11月5日及び11月7日の提出資料並びに同年11月7日に実施した口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関に対する相談は、異議申立人自らが行ったものではなく同人の夫が行ったものであることから、異議申立人と実施機関との間に相談関係はなく、信頼関係もないため、開示しても今後の異議申立人との相談関係や信頼関係が損なわれることはない。また、医療保護入院は終わっているため、今後の生活指導に害を及ぼすおそれもない。
- (2) 医療保護入院については、異議申立人と面識や信頼関係のない医師が、通院中の病院から情報を得ることもなく、異議申立人以外の第三者から得た情報で診断したものであり、この医療保護入院が適切であったか判断するために本件

対象公文書を開示するべきである。

- (3) 実施機関への相談は夫が行ったことを知っており、また診察を行った医師の氏名も既に知っているので開示すべきである。
- (4) 情報を開示すると異議申立人以外の個人の権利利益を害するとして不開示としているが、開示されなければ異議申立人になされた医療保護入院が正当であったのかが判断できず、異議申立人の権利利益を害することになる。
- (5) 平成22年6月25日付けの一般精神保健相談票の相談内容には、同日に異議申立人が実施機関に話した内容ではなく、同年同月7日に実施機関に問い合わせた際の記録がそのまま貼付されている。

4 実施機関の主張要旨

平成26年8月7日付け処分理由説明書及び同年12月2日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関における精神保健福祉業務は、厚生労働省の定めによる「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（以下「精神保健福祉業務運営要領」という。）」に基づき運営されている。このうち「相談業務」は精神保健福祉業務の主要な業務の一つとして位置付けられている。相談業務は、精神疾患や精神保健福祉上何らかの問題や悩みを抱えている本人、親族、関係者等からの相談を受け、その解決や改善を図っていくものであり、継続した取組が必要である。また、継続した相談関係を築くには、相談者が安心、信頼して話ができるよう、その相談内容や記録の秘密保持には十分な配慮がなされなければならない。相談内容が相談者以外の第三者に漏れるような仕組であれば、安心して相談することができず、相談業務そのものが成立しなくなることが考えられる。
- (2) 本件請求に係る異議申立人の情報については、そのほとんどが相談業務（以下「本件相談業務」という。）に関する記録情報である。
- (3) 本件対象公文書のうち診断名等については、条例第17条第1号に基づく異議申立人に係る評価、診断等に関する情報として不開示としたものである。
 - ア 異議申立人は、同人と実施機関との間に相談関係はなく、信頼関係もないため、開示しても今後の異議申立人との相談関係や信頼関係が損なわれることはない。また、医療保護入院は終わっているため、今後の生活指導に害を及ぼすおそれもないと主張しているが、入院治療が終了したからといって双方の相談関係自体が終了するものではない。開示することで今後の本人との相談関係や信頼関係が損なわれてしまう場合があることや、本人や関係者が事実を話さなくなったり、逆に担当相談員の助言を聞かなくなるなど、結果的に問題の解決につながらなくなり、相談業務そのものの遂行を難しくすることもあると考える。
 - イ 異議申立人は、医療保護入院が適切であったかを判断するためにも開示すべきであると主張しているが、医療保護入院の決定は、受診した病院の医師が直接診察した上で判断するものであり、相談記録等から入院の妥当性が判断されるものではないと考える。
- (4) 本件対象公文書のうち相談者や医師等の氏名及び印影等については、条例第17条第3号に基づく本人以外の個人に関する情報として不開示としたものである。

異議申立人は、相談者が夫であることや診察した医師の氏名を知っていること、また、異議申立人以外の個人に関する情報が開示されなければ正当な判断ができず異議申立人の権利利益を害すると主張するが、これらの情報は異議申立人の個人情報であると同時に、第三者の個人情報にも当たる。これを開示してしまうと第三者の相談内容の秘密保持が難しくなり、第三者の権利利益を害するおそれがあると考えます。

- (5) 本件対象公文書のうち地方公共団体が行う事業に関する情報については、条例第17条第6号に基づく事務又は事業に関する情報として不開示としたものである。

実施機関において、各関係機関への連絡調整業務は、相談内容に係る問題の解決や改善を図るために欠かせないものである。これらの情報が開示され秘密保持が難しくなれば、相談者のみならず関係機関との信頼関係を構築及び維持することが難しくなり、結果的に相談や連絡行為自体ができなくなるなど業務の根幹を揺るがすことにもつながりかねず、今後の業務遂行を著しく困難にすると考え、不開示としたものである。

- (6) 異議申立人による、「平成22年6月25日付けの一般精神保健相談票の相談内容には、同日に異議申立人が実施機関に話した内容ではなく、同年同月7日に実施機関に問い合わせた際の記録がそのまま貼付されている」との主張については、一般精神保健相談の担当医師に異議申立人の状況を伝えるため、同年同月7日の記録をそのまま貼付したものである。

5 審査会の判断

(1) 異議申立ての対象処分

実施機関は、別紙1「ケース記録」中、1(3)、7(3)、10(2)、12(1)(3)、13(1)及び17、並びに別紙2「一般精神保健相談記録」中、1(3)、2(1)(3)、3(1)(以下これらを「不開示情報A」という。)を条例第17条第1号に該当するとして不開示とした。

また、実施機関は、別紙1「ケース記録」中、1(1)(2)、2～6、7(1)(2)、8、9、10(1)(3)、11、12(2)(4)、13(2)、15及び16(1)、並びに別紙2「一般精神保健相談記録」中、1(1)(2)、2(2)(4)、3(2)(以下これらを「不開示情報B」という。)を同条第3号に該当するとして不開示とした。

さらに、実施機関は、別紙1「ケース記録」中16(2)(以下「不開示情報C」という。)を同条第6号に該当するとし、同記録中14(以下「不開示情報D」という。)を同条第3号及び同条第6号に該当するとして不開示とした。

これに対し、異議申立人は、いずれも開示すべきであるとして処分の取消しを求めている。

そこで、不開示情報AからDに対する同条各号の該当性について、以下検討する。

(2) 不開示情報Aの条例第17条第1号該当性について

条例第17条第1号は、開示請求に係る本人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報(以下「本人の評価、診断等に関する情報」という。)であ

って、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものについて不開示情報と定める。

そこで、不開示情報Aに対する同条第1号の該当性について、以下検討する。

ア 本人の評価、診断等に関する情報の該当性

不開示情報Aは、異議申立人に対する評価、診断に関する情報や同人の状態についての第三者の意見が記録されている情報であることから、条例第17条第1号にいう本人の評価、診断等に関する情報に該当する。

イ 開示請求者に知らせないことが正当と認められるか否かについて

開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合とは、開示請求者に開示することにより、事務の目的達成を著しく困難にする等のおそれがあるため、比較衡量の結果、開示請求者に知らせないことが正当と認められる場合をいう。

この点、異議申立人は、実施機関に相談を行っていたのは夫であって異議申立人と実施機関の間には相談関係はなく、同人に対する医療保護入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に基づく入院）も終了しており、開示しても相談関係等を損なわないと主張し、医療保護入院が適切であったかを判断する資料として開示すべきであると主張する。

しかしながら、実施機関が行っている本件相談業務は、厚生労働省の定める「精神保健福祉業務運営要領」に基づいて、精神疾患や精神保健福祉上何らかの問題や悩みを抱えている本人、親族、関係者等からの相談を受け、その解決や改善を図っていくものであって継続した取組が必要であるところ、継続した相談関係を築くには、相談者が安心、信頼して話ができるよう、その相談内容や記録の秘密保持には十分な配慮が必要である。特に、親族や関係者等の第三者からの相談の場合、相談内容を相談対象者である本人に開示されるとなると、今後、実施機関への相談を躊躇し、実施機関の本件相談業務に著しい支障が生じることが考えられる。

加えて、医療保護入院は、精神保健指定医の診察及び保護者の同意を要件として、本人の同意なく入院させる措置であることから、入院の根拠となる情報等を提供した親族、関係者等の第三者に対し、本人が遺恨を抱き無用な紛争が生じることとも考えられ、相談内容を相談対象者である本人に開示するとなると第三者が安心、信頼して実施機関に相談できなくなるとともに、本人に対しても、今後、適切な診断や治療等が行えなくなることが考えられる。

そうすると、本件の場合、仮に異議申立人自身は実施機関に相談を行っていないとしても、同人について親族や関係者等の第三者からの相談があれば実施機関の相談業務は存在し、異議申立人に対する医療保護入院が終了した後も、相談業務は終了するものではなく、同人に対し相談内容を開示することは実施機関の相談業務に著しい支障が生じると考えられる。

なお、前述のとおり医療保護入院は、精神保健指定医の診察に基づいてなされているのであって、相談記録等から入院の妥当性が判断されるものではない。

したがって、不開示情報Aは、条例第17条第1号の本人の評価、診断等に関する情報であって、異議申立人に開示すると、実施機関の本件相談業務の目

的達成を著しく困難にする等のおそれがあり、異議申立人に知らせないことが正当と認められる。

ウ 以上から、不開示情報Aを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 不開示情報Bの条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む）又は本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定める。

そこで、不開示情報Bに対する同条第3号の該当性について、以下検討する。

ア 本人以外の個人に関する情報の該当性

まず、不開示情報B中、別紙1の1(2)、7(1)、10(3)、12(4)、13(2)、15及び16(1)並びに別紙2の1(1)、2(4)及び3(2)は、異議申立人以外の相談者の氏名及び連絡先や医師の氏名及び印影等が記載されており、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、不開示情報B中、上記の他の部分には、異議申立人以外の第三者が相談した日時や内容等が記録されており、本人以外の個人の行動に関する内容や本人以外の個人が話した内容が記載されている。そうすると、同部分は、仮に本人に関する情報が含まれているとしても本人以外の個人に関する情報でもあり、かつ、仮に異議申立人以外の特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、開示することにより、第三者の相談内容の秘密保持が保てなくなり、第三者の正当な権利利益を害するおそれがある情報と考えられる。

したがって、不開示情報Bは、条例第17条第3号の本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別できるもの又は識別できないとしても開示することにより本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

イ 条例第17条第3号アからエの該当性について

なお、異議申立人は、実施機関に対する相談者が夫であること及び一般精神保健相談の担当医師名を知っていると主張している。

しかし、本件の場合、仮に異議申立人が上記を知ることができた事情があったとしても、個別的な事情にとどまるのであって、法令の規定又は慣行として異議申立人が知ることができる情報又は知ることが予定されている情報とはいえず（なお、本件一般精神保健相談の担当医師は、異議申立人の医療保護入院の診察をした精神保健指定医ではない。）、条例第17条第3号アに該当しないと考えられる。

また、本件一般精神保健相談の担当医師は、特別職の地方公務員としての身分を持っていなかったものであり、同条第3号ウに該当しない。

本件の場合、同条第3号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

開示することが必要であると認められる情報）、エ（指定管理業務従事者等に関する情報）に該当する事情も存在しないと考えられる。

ウ 以上から、不開示情報Bを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

（4）不開示情報Cの条例第17条第6号該当性について

条例第17条第6号は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と定める。

そこで、不開示情報Cに対する同条第6号の該当性について、以下検討する。

ア 市の機関が行う事務又は事業に関する情報の該当性

不開示情報Cは、異議申立人についての本件相談業務における関係機関との連絡内容が記載されていることから、市の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか否かについて

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合とは、支障が実質的なものであって、そのおそれの程度も確率的な可能性があるだけでは足りず蓋然性があることが必要である。

この点、実施機関が行っている本件相談業務は、精神疾患や精神保健福祉上何らかの問題や悩みを抱えている本人、親族、関係者等からの相談を受け、その解決や改善を図っていくものであって、そのためには実施機関と各関係機関との連絡、調整も欠かせず、信頼関係を構築、維持することが必要である。そうすると、本件相談業務に関して実施機関と各関係機関との相談、連絡内容が、相談対象者である本人に開示されるとなると、今後、実施機関と各関係機関との相談、連絡等が適切に行えなくなる蓋然性があると考えられる。特に、不開示情報Cは、実施機関が異議申立人の医療保護入院先となりうる病院に宛てた連絡内容が記載されており、医療保護入院が本人の同意なくしてなされることからすると（なお、実際に異議申立人は同病院で医療保護入院となっている。）、同連絡内容が本人に開示されることによる支障は、実質的であってそのおそれの程度も蓋然性があると認められる。

したがって、不開示情報Cを開示した場合、本件相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあつて、同情報は条例第17条第6号に該当するといえる。

ウ 以上から、不開示情報Cを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

（5）不開示情報Dの条例第17条第3号及び同条第6号の該当性について

不開示情報Dは、異議申立人以外の第三者が相談した内容等の本人以外の個人の行動に関する内容や本人以外の個人が話した内容が記載されているとともに、本件相談業務における実施機関と関係機関との連絡内容が記載されている。

そうすると、前述と同様に、不開示情報Dは、条例第17条第3号及び同条第6号に該当する。

したがって、不開示情報Dを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

（6）結論

以上から、不開示情報AからDを不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(7) なお、異議申立人による、「平成22年6月25日付けの一般精神保健相談票の相談内容には、同日に異議申立人が実施機関に話した内容ではなく、同年同月7日に実施機関に問い合わせた際の記録がそのまま貼付されている」との主張に対し、実施機関もこれを認めている。この点、確かに実施機関の行為は、いささか労を惜しんだものと受け止められてもやむを得ない面もないではなく、相談内容及び結果等を記載するなど文書の作成にさらなる工夫をすることが望まれる。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子

別紙1 ケース記録

番号		不 開 示 情 報		条例第17条 中該当号数	備考・本答申書 における分類
1	(1)	1枚目 相談記録基礎票	初回相談受付日	3号	B
	(2)		本人以外の個人の電話番号	3号	B
	(3)		診断名	1号	A
2		3枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
3		4枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
4		5枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
5		6枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
6		7枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
7	(1)	8枚目 一般精神保健相談票	相談者氏名(続柄)、相談者の連絡先、担当医師氏名	3号	B
	(2)		実施年月日、予約時間、医療機関、相談内容、本人の状況及び経過	3号	B
	(3)		診断名、結果及び方針	1号	A
8		9枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
9		10枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
10	(1)	11枚目	(1～13行目)本人以外の個人に関する情報	3号	B
	(2)		(19～20行目、28行目)本人の評価に関する情報	1号	A
	(3)		(30行目)医師氏名	3号	B
11		12枚目	本人以外の個人に関する情報	3号	B
12	(1)	13枚目 一般精神保健相談票	(3行目)本人の評価に関する情報	1号	A
	(2)		(5行目)本人以外の個人に関する情報	3号	B
	(3)		(10～11行目、19行目)本人の評価に関する情報	1号	A
	(4)		(21行目)医師氏名	3号	B
13	(1)	16枚目 紹介状	診断に関する情報	1号	A
	(2)		医師氏名、印影	3号	B
14		17枚目	本人以外の個人に関する情報及び地方公共団体が行う事業に関する情報	3号 及び 6号	D

別紙1 ケース記録

番号		不 開 示 情 報		条例第17条 中該当号数	備考・本答申書 における分類
15		18枚目 FAX送信票	(1行目)病院の職員氏名及びその所属名	3号	B
16	(1)	19枚目 FAX送信票	(1行目)病院の職員氏名及びその所属名	3号	B
	(2)		(4～6行目)地方公共団体が行う事業に関する情報	6号	C
17		20枚目	(3行目、16行目)本人の評価に関する情報	1号	A

別紙2 一般精神保健相談記録

番号		不開示情報		条例第17条 中該当号数	備考・本答申書 における分類
1	(1)	1枚目 一般精神保健相談票	相談者氏名(続柄)、相談者の連絡先、担当医師氏名	3号	B
	(2)		実施年月日、予約時間、医療機関、相談内容、本人の状況及び経過	3号	B
	(3)		診断名、結果及び方針	1号	A
2	(1)	2枚目 一般精神保健相談票	(3行目)本人の評価に関する情報	1号	A
	(2)		(5行目)本人以外の個人に関する情報	3号	B
	(3)		(10～11行目、19行目)本人の評価に関する情報	1号	A
	(4)		(21行目)医師氏名	3号	B
3	(1)	5枚目 紹介状	診断に関する情報	1号	A
	(2)		医師氏名、印影	3号	B